

はじめに

笠間市では、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するため、平成19年度に「笠間市環境基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。計画策定より近年までの環境状況や社会情勢、これまでの施策の実施状況等を踏まえ、今後市が取り組むべき課題を明確にし、実効性の高い施策を実施していくため、本計画を平成28年3月に改訂しました。

環境基本計画では、市民・事業者・滞在者・市が一体となり、環境の保全や創造に取り組むために、目指すべき将来の環境に対するイメージを描き、それらを共有化するため、各環境要素について取組方針を定め、施策を推進していくことにより望ましい環境像の実現を目指します。

●目指す将来の環境像



第1章 施策の取組

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 水辺

■取組方針 潤いある水辺を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減し、生態系の維持・回復に努め良好な水辺環境を保全します。
- ②河川やため池，農業用水路をだれもが安心して水に親しめる親水空間として整備します。
- ③自然観察会や河川美化活動など，水辺に親しむ機会を通して，市民の水辺環境保全に対する意識の高揚を促進します。
- ④本来の生態系を維持するため，河川やため池等の施設を適切に管理します。

■行動方針／環境施策

良好な水辺の保全

- ・7月14日構成団体となっているクリーンアップひぬまネットワーク主催の潤沼周辺クリーン作戦に参加し，水質浄化と水辺の環境保全に努めました。(市民活動課)(環境保全課)
- ・9月3日に霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦の日」霞ヶ浦浄化キャンペーンを構成団体等で実施し，水質浄化意識の高揚を図りました。(岩間支所地域課)

親水空間の整備

- ・多面的機能支払交付金事業を活用し，地域住民が中心となってビオトープの保全管理を1組織で実施しました。また，子ども会等と協力しながら保全することで今後の環境向上への意識を高めました。さらに，伝統的施設として水車の保全管理，ホテルなどの希少生物の保護観察等，資源保全にも努めました。(農政課)
- ・市民団体が主体となり，ビオトープ天神の里の整備，管理を行い生物多様性の保全及び身近な自然の保全を行いました。(環境保全課)
- ・堂ノ入池を中心に福ちゃんの森公園を整備しました。(環境保全課)
- ・地域住民が主体となり，野口池自然環境保全地域の環境保全に努めました。(環境保全課)

水辺の保全意識の高揚

- ・8月7日に「潤沼川探検隊」で，潤沼川の上流の水生生物の調査を実施しました。潤沼は強風のため，水の中に入ることができませんでしたが，環境保全意識の高揚を図ることができました。(小学生16人参加)(環境保全課)
- ・8月22日に「巴川探検隊」で，霞ヶ浦環境科学センター・雪入ふれあいの里で巴川流域の小学生(14人参加)を対象に水質検査(霞ヶ浦，巴川の水)や源流・水源の森のガイドツアーを実施し，水環境への関心を深めました。(岩間支所地域課)

河川やため池等の施設の管理

- ・適宜パトロールを実施し，保全管理に努めました。(管理課)(農政課)

■評価と課題

市民団体などによるビオトープ整備を支援して，親水空間の整備を推進しました。また，福田地区にある堂ノ入池を中心に福ちゃんの森公園を整備しました。

小学生に対する環境保全意識の啓発においては，参加人数が少なかったため，参加者を増や

す工夫が必要となります。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 農地・里山・森林

■取組方針 農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①優良農地の保全、遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図り農地の保全・活用を推進します。
- ②農村生活環境の快適化に向けて、農業集落地域の整備、活性化を推進します。
- ③環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。
- ④地場農産物の活用やPRを通じて、地産地消を推進します。
- ⑤自然環境や地場農産物等の地域資源を活かした、体験プログラムの充実や環境整備を通じてグリーンツーリズムを推進します。
- ⑥市民・事業者が協力した森林整備や地場産材の活用を促進するとともに、環境教育や健康づくり等への活用を促進するなど、森林の育成・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

農地・田園景観の保全・活用

- ・7月、8月に市内すべての農地の農地利用状況調査(農地パトロール)を行い、11月に農地利用の意向調査を実施しました。(農業委員会)
- ・遊休農地活用推進事業により、224aの耕作放棄地を再生しました。(農政課)
- ・地域の景観保全と景観まちづくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。(都市計画課)

農業集落地域の整備、活性化

- ・農業集落排水は、友部北部地区の下水管を6,047m布設しました。(下水道課)

環境保全型農業の推進

- ・環境保全型農業を推進し、4団体13名を支援しました。(農政課)
- ・環境に配慮した農業の普及拡大に向け、エコファーマー認定制度を周知し、エコファーマー認定者の増加に努めました。(農政課)
- ・農作物の基本となる堆肥について、堆肥生産者リストを活用し、家畜排泄物の堆肥利用を促進しました。(農政課)

地産地消の推進

- ・地場農産物の学校給食への導入拡大に向け、生産者及び関係機関が協力して、岩間地区22品目、友部地区18品目、笠間地区15品目を導入しました。(農政課)
- ・県の指針に準じた地産地消を市内全小・中・義務教育学校で実施しました。(学務課)
- ・地場農産物のPR事業において、「かさま新栗まつり」(来場者約71,000人)を開催し、特産の栗をPRしました。(農政課)

グリーンツーリズムの推進

- ・自然観察ハイキングの実施と合わせジオパークの理念を浸透させるため、講演会を開催しました。(商工観光課)
- ・笠間クラインガルテンの指定管理者である笠間市農業公社と定例会、運営会議を通じて、互いに連携し適正な管理運営を行いました。(農政課)
- ・オーナー制農園の運営支援を行い、収穫体験イベントを5回実施しました。(農政課)

森林の育成・活用

- ・身近なみどり整備推進事業により 1.47ha の間伐を行いました。(農政課)
- ・森林湖沼環境税を活用して、緑の少年団(4 団体)の活動支援を行いました。(農政課)

■評価と課題

農地パトロールや遊休農地調査を実施し、遊休農地の解消、耕作放棄地の再生を図り、森林の育成では、間伐事業などの森林整備を実施しました。

また、地域の景観保全と景観まちづくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。

今後も、良好な農地や里山を保全していくとともに、地産地消を推進し、学校給食などにおける地域農産物の利用の増加、消費・生産の拡大、地域農業の活性化を図ります。

エコファーマー：「土づくり・減化学肥料・減農薬」という環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に一体的に取り組む農業従事者のこと。

地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること。

グリーンツーリズム：みどり豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

森林機能緊急回復整備事業・身近なみどり整備推進事業：森林湖沼環境税を活用した事業の名称で森林保全を目的とした事業。

田園風景が美しく豊かな自然環境

■環境要素 生態系

■取組方針 健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①生物多様性に対する理解を促進します。
- ②自然環境調査等により地域の生態系の把握に努めます。
- ③自然環境に配慮した工法の採用等、開発に際しての生態系への配慮を促進します。
- ④連続性のある野生生物の生育空間を保全します。
- ⑤外来種や有害鳥獣等の定着予防・防除等により、野生動植物の適切な保護・管理に努めます。
- ⑥自然とのふれあいにおけるマナーの向上や自然保護意識の高揚を促進します。

■行動方針／環境施策

地域の生態系の把握

- ・5月に北山公園～天神の里, 7月に鳥居松林道, 9月に野口池周辺, 11月に難台山林道に育成する植物の生息状況を調査しました。(環境保全課)
- ・自然環境調査結果を踏まえ, 北山公園～天神の里, 鳥居松林道, 野口池周辺, 難台山林道で自然観察会を実施し, 地域に生育する植物について環境学習の場を設けました。また, 植物の調査結果等をホームページに掲載するなど情報提供を行いました。(環境保全課)

開発に際しての生態系への配慮

- ・開発行為(都市計画法)による造成工事2件の完了検査を行いました。(都市計画課)
- ・県立自然公園内の開発等行為の許可または届出の申請10件に対し, 自然環境に配慮して行為を実施するよう意見を添えて許可等を行いました。(環境保全課)

生物の生息空間の保全

- ・多面的機能支払交付金事業を基に, 地域住民が中心となりビオトープの保全管理を1組織で実施しました。また, 子ども会等と協力しながら保全すると共に今後の環境向上への意識を高めました。(農政課)
- ・市民団体が主体となり, ビオトープ天神の里の整備, 管理を行い生物多様性の保全及び身近な自然の保全を行いました。(環境保全課)

野生動植物の適切な保護・管理

- ・特定外来生物(オオキンケイギク)の防除について, 週報お知らせ版等により情報提供を行いました。(環境保全課)
- ・特定外来生物防除実施計画に基づき, 市民団体等が主体となりオオキンケイギクの防除作業を行いました。(660kg <192袋:450ゴミ袋>)(環境保全課)
- ・農業被害防止事業として, 電気柵を個人87件, 共同11件設置しました。(農政課)
- ・鳥獣被害対策実施隊により, 有害捕獲でイノシシ99頭, カラス53羽, ハクビシン3頭を捕獲しました。(農政課)
- ・茨城県鳥獣保護管理計画に基づき, 生活環境, 農作物及び生態系へ被害を与える有害鳥獣について, 75件の捕獲許可を行い被害防止や地域個体群の適正な駆除管理に努めました。(環境保全課)

自然とのふれあいにおけるマナー向上・自然保護意識の高揚

- ・ごみの持ち帰りや自然植生の保護など自然と共生する上で, 看板等によりマナー向上を行いました

した。(環境保全課)

- ・鳥居松林道等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境保全課)

■評価と課題

自然環境調査を実施して、自然観察会を開催するなど、地域の植生について情報提供を行いました。

特定外来生物に関しては、オオキンケイギクの防除について情報提供を行うとともに、市民団体等と協働で防除作業を実施し、身近な自然環境の保全を図りました。

野生鳥獣による生活環境や農林業等への被害が生じていることから、関係法令に基づき、イノシシ等の捕獲を行いました。イノシシ被害の増加に伴い、イノシシの捕獲許可申請も増加しています。

健全な生態系の維持に向けて、継続して事業を実施するとともに、他の特定外来生物への対応が今後課題となります。

特定外来生物：もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもので、特定外来生物防止法で指定された生物のこと。飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入等が原則として禁止されており、既に定着しているものについては必要に応じて防除が行われる。

田園風景が美しく豊かな**自然環境**

■環境要素 自然景観

■取組方針 美しい自然景観・田園風景を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①美しい景観づくりを総合的・計画的に推進するため、景観計画の策定を検討します。
- ②本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実に努めます。
- ③市内に所在する自然公園や環境保全地域における施設やコースの整備・美化を通じて、自然公園の保全・活用を推進します。

■行動方針／環境施策

景観計画の策定

- ・地域の景観保全と景観まちづくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。(都市計画課)

自然景観の保全・充実

- ・地域の景観保全と景観まちづくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。(都市計画課)(再掲)
- ・開発行為(都市計画法)による造成工事2件の完了検査を行い、公園緑地率3%以上(開発面積に対する緑地割合)が確保されました。(都市計画課)

自然公園の保全・活用

- ・首都圏自然歩道のパトロールにより、案内看板の設置状況等を点検し、管理者(県)に対し、破損箇所等の修繕依頼を行いました。(環境保全課)
- ・北山公園及び愛宕山において、施設の安全点検、危険な施設の撤去及び修繕を実施し、自然公園の保全を行いました。(商工観光課)
- ・県立自然公園区域内にある佐白山、北山公園、愛宕山周辺について、景観を活かし、自然に配慮した樹木の剪定や草刈等の維持管理を行いました。(商工観光課)
- ・鳥居松林道等で自然観察会を実施し、自然を楽しみながら自然保護意識の高揚を図りました。(環境保全課)
- ・筑波山地域認定ジオガイドと巡る佐白山周辺ジオツアーを開催し、自然保護保全の大切さなど意識の高揚を図りました。(商工観光課)

■評価と課題

自然公園の保護と利用の適正を図るために、県自然公園指導員によるパトロールや県と連携し維持管理を行いました。また、自然公園を利用した自然観察会等を開催して、環境保全意識の高揚を図りました。

県立自然公園普通地域内において、太陽光発電施設等の設置が認められていることから、事業者に対し景観に配慮した実施協力をお願いしていきます。

引き続き、自然環境や地域特性に応じた美しい景観づくりと地域の環境資源の保全に努めていきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 公園・緑地

■取組方針 潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市民に身近な公園の整備に取り組みます。
- ②公園の周辺環境整備等を通じて、既存公園の保全・活用を推進します。
- ③地区計画制度や緑地協定等の制度を活用するなどして計画的な緑地の保全・整備に努めます。
- ④屋敷林や社寺林等の保全等、市街地の緑化を推進します。
- ⑤公共施設や沿道の緑化等を通じて、公共空間等の緑化を推進します。
- ⑥身近な公園や緑地の安心・安全な利用に向けた維持管理など、みどりのまちづくりを支える体制づくりに取り組みます。

■行動方針／環境施策

身近な公園の整備

- ・笠間市総合公園においてフェンスL=349m, シェルター4基, ベンチ3基を設置しました。また、旧岩間町役場跡地を多目的広場として整備し、複合遊具1基, 4連ブランコ1基を設置しました。(都市計画課)
- ・笠間市総合公園内の花壇(北駐車場, 管理棟前, エントランス広場の3箇所)に四季折々の花を植栽(春(パンジー), 夏(コスモス), 秋(パンジー, サルビア, マリーゴールド), 冬(パンジー))し, 市民の憩いの場となるよう美化に努めました。(スポーツ振興課)
- ・福田地区に福ちゃんの森公園を整備し, 6月に開園しました。(環境保全課)

既存公園の保全・活用

- ・都市公園, 芸術の森公園のトイレ修繕を実施しました。(管理課)

計画的な緑地の保全・整備

- ・身近なみどり整備推進事業により1.47haの間伐を行いました。(農政課)
- ・「地区計画による建築制限に関する条例」に基づく地区計画区域内において10件の申請があり, 内容の審査・指導を行いました。また, 地域の景観保全と景観づくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。(都市計画課)

市街地の緑化の推進

- ・10月に笠間芸術の森公園において, 都市緑化フェスティバルを開催し, 緑化の推進及び啓発を行いました。(管理課)

公共空間の緑化の推進

- ・緑のカーテンを実施しました。(本所)
- ・都市公園や主要な道路, あんず通り, 松山団地, 岩間駅東大通り線, 岩間工業団地等において, 剪定等の維持管理を実施しました。(管理課)

みどりのまちづくりを支える体制づくり

- ・笠間市都市公園グリーンパートナー制度により, 市内4公園で市民協働による公園管理を行いました。(管理課)

■評価と課題

自然とふれあう憩いの場として、新たに福田地区の堂ノ入池を中心に福ちゃんの森公園を開園しました。

身近な公園や緑地が安心・安全に利用できるよう維持していくため、笠間市都市公園グリーンパートナー制度などを活用し、地域の自主的な維持管理体制を推進していますが、新規実施箇所はありませんでした。制度の普及・啓発をより一層進めていく必要があります。

笠間市都市公園グリーンパートナー制度:公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し奨励金を交付することにより、市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動の推進を図ることを目的として制定された制度。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 街並み

■取組方針 自然と文化と調和した街並みを保全・形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①関連計画に基づいた適正な土地利用の規制・誘導を通じて、保全と開発の調和がとれた計画的な土地利用を推進します。
- ②空家・空地の適正管理や市街地活性化等を通じて、快適な市街地・集落地を形成します。
- ③地域の特性に応じた自然環境と文化が調和した景観に配慮したまちづくりを推進します。
- ④本市の歴史・文化と調和する歴史的景観資源の保全と活用を推進します。

■行動方針／環境施策

計画的な土地利用の推進

- ・笠間市内の農地の有効利用を図るために「農業振興地域整備計画」に基づく、農用地の除外を行いました。(農政課)
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指す「立地適正化計画」の策定を始めました。(都市計画課)
- ・「友部駅北部地区」に、用途地域を新たに指定しました。(都市計画課)

快適な市街地・集落地の形成

- ・都市計画法に基づき、「このす団地地区」及び「岩間駅北東部地区」の地区計画の決定を行いました。(都市計画課)
- ・地域の景観保全と景観づくりを推進する「景観計画」の策定を始めました。(都市計画課)
- ・笠間稲荷神社周辺商店街に朝顔の小塔を設置し、グリーンモール景観形成による賑わいづくりを実施しました。(商工観光課)
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法及び笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の促進に関する条例に基づき、適正な管理の指導を行い、生活環境の保全及び定住化の促進に努めました。(まちづくり推進課)
- ・行政代執行により特定空家等を1棟除去しました。(まちづくり推進課)
- ・笠間市すみよい環境条例に基づき、雑草の繁茂を放置した状態の空き地で管理が不適切な土地の所有者に対し、適正な管理の指導を行い、害虫発生抑制、火災の予防、不法投棄の防止などに努めました。(環境保全課)
- ・茨城県と協議し、北街区外周道路の一部の整備を進める協定を締結しました(企画政策課)
- ・取得した国有地を多目的広場として利活用するため、基本計画を策定しました。(企画政策課)
- ・北街区の利活用に向けた検討を県と連携し進めました。(企画政策課)

景観に配慮したまちづくりの推進

- ・花によるまちづくりを推進し、6月1日に花苗(マリーゴールド・サルビア)を合わせて33,173本を183団体に配布しました。また、市主催コンクールに6団体が参加し、4団体が入賞、県主催コンクールに2団体が参加しました。(生涯学習課)
- ・県景観形成条例を適正に運用し、提出された大規模行為届出2件を経由しました。計画内容は是正指導を要しないものでした。(都市計画課)
- ・市内幹線道路沿道の屋外広告物禁止物件に掲示されている広告物の簡易除去を9月10日～12日の期間で行いました。また、国体開催に向けた違反広告物125件の是正指導を行いました(都市計画課)

歴史的景観資源の保全と活用

- ・主要な道路の維持修繕, 植栽管理を実施しました。(管理課)
- ・稲田みかげ石のモニュメントを市道2箇所を設置しました(商工観光課)

■評価と課題

計画的な土地利用により周辺環境に調和したまちづくりを推進しました。一方, 放置された空家や雑草が生い茂った空き地などが, 住空間の景観を損ねている場合があります。条例等に基づき適正な管理の指導を行い, 生活環境の保全に努めます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 歴史・文化

■取組方針 郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市内に所在する歴史的に価値のある文化財の調査を推進します。
- ②郷土意識の高揚や文化財に対する保護意識の向上を図るなど、文化財の保護や活用に取り組みます。
- ③貴重な文化財の適切な保護と活用に向け、学芸員の配置や資料館等の整備・充実を図ります。
- ④市民の文化活動や世代間・地域間の文化交流など、芸術・文化事業を推進します。
- ⑤市民・事業者と協働して、芸術・文化施設等の整備・活用に努めます。

■行動方針／環境施策

文化財調査の推進

- ・前年度に候補となっていた物件について、新たに指定文化財に指定しました。(生涯学習課)
- ・埋蔵文化財専門職員を中心に21件の試掘調査と1件の本調査を行いました。(生涯学習課)

文化財の保護・活用

- ・明治150年記念事業として、記念展「写真に見る笠間の近代化」と歴史講演会を実施しました。(生涯学習課)
- ・笠間市文化協会のイベントや活動報告を広報紙やホームページ等で広く周知することにより、ネットワークの形成に努めました。(生涯学習課)

資料館等の整備・充実

- ・月4日、市史研究員の協力を得て、歴史資料等の収集、保存、活用に努めました。(生涯学習課)
- ・資料の充実を図るため、2件の寄贈を受けました。(生涯学習課)

芸術・文化事業の推進

- ・茨城新聞社と「第18回全国こども陶芸展 in かさま」を開催しました。全国から1,466点の出展があり、入賞作品を茨城県陶芸美術館で7月27日から8月30日まで展示しました。また、市内小中学校では地元窯元の協力を得て作品づくりに取り組みました。(生涯学習課)
- ・文化振興の一環として、優れた作品を鑑賞できる高齢者芸術鑑賞事業(65歳以上の方は、日動美術館の入館料が無料)を実施し、1,827人の利用がありました。(生涯学習課)

芸術・文化施設等の整備・活用

- ・歴史民俗資料館の雨樋や床下換気口を修繕し、適切な維持管理を行いました。(生涯学習課)
- ・茨城国際音楽アカデミーにおいて、地域交流センターともべ(Tomoe)や笠間公民館など既存の文化施設を会場にコンサートを実施するなど、連携事業として取り組みました。(生涯学習課)

■評価と課題

文化財の調査・指定を行いました。また、高齢者芸術鑑賞事業や地場産業である笠間焼を小中学生が窯元の協力を得て作品づくりをするなど、文化財や伝統工芸に親しむ機会を設けました。

文化財調査を推進して、資源の保全、保護意識向上の取組を行い、市民の文化芸術活動への参加を促進していきます。

自然と文化が調和した快適環境

■環境要素 暮らしのマナー・モラル

■取組方針 誰もが快適に暮らせるまちをつくります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①家庭や事業所における環境意識の高揚や近隣に配慮したマナーやルール of 普及を促進します。
- ②不法投棄の防止や環境美化に向けて、不法投棄やポイ捨て対策を推進します。
- ③市民・事業者と協力した市内の環境美化活動を推進します。

■行動方針／環境施策

近隣に配慮したマナーやルールの普及

- ・自然環境の保全と居住区域の美化意識の高揚を図るため、全市一斉クリーン作戦を3回実施し、環境美化意識の高揚を図りました。(環境保全課)
- ・犬の登録や狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配布したほか、広報紙でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。(環境保全課)
- ・市民の要望によりフン害防止看板(58枚)を配布しました。(環境保全課)
- ・野外焼却や市民生活上のマナーについて、トラブル発生を未然に防止するため広報紙を活用して周知しました。また、事業活動に伴うごみの処分について、適正な処分を広報紙にて呼びかけるとともに、ごみの搬入検査を実施し、事業系ごみを正しく処分するよう指導を行いました。(環境保全課)

不法投棄、ポイ捨て対策の推進

- ・市民の要望により不法投棄防止の看板を配布しました。また、不法投棄を未然に防止するため広報紙により周知を行いました。(環境保全課)
- ・県ボランティアU. D. 監視員や笠間市不法投棄ボランティア監視員によるパトロールを実施し、監視体制の強化と不法投棄の防止及び早期発見に努めました。また、不法投棄ボランティア監視員会議を開催し、不法投棄の対策等について協議しました。(環境保全課)

環境美化活動の推進

- ・道路里親制度で42団体(県道5, 市道37)が道路の美化活動を実施しました。(管理課)
- ・多面的機能支払交付金事業の38の活動組織により、農業用排水路の清掃を実施しました。(農政課)
- ・市道の路側及び側溝に堆積した土砂等の撤去を実施しました。また、側溝清掃を実施している地区に土のう袋の支給及び回収を実施しました。(管理課)
- ・地区や班等、地域の団体で清掃活動を実施した際に出る清掃ごみ(不法投棄物や草刈りごみ等)の回収を実施しました。また、自治区や市民の協力のもと、道路や公園などのクリーン作戦を3回実施しました。(環境保全課)
- ・笠間市民憲章推進協議会、大好きかさまネットワーク連絡協議会において、北山公園等のクリーン作戦を行いました。(市民活動課)

■評価と課題

近隣に配慮したルールやマナーについて広報紙等により周知を図りました。

市内クリーン作戦の実施、ボランティア監視員等によるパトロール、不法投棄ごみの回収などにより環境美化を促進しました。

また、猫による糞尿被害等の近隣トラブルが報告されておりますので、飼い主への指導を行うとともに茨城県動物愛護推進員と連携し対応していきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 大気環境

■取組方針 良好な大気環境を維持・保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①大気汚染・悪臭の防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②野焼きの防止やフロンの回収等、家庭における大気汚染対策を推進します。
- ③大気汚染防止法の順守や環境配慮型の建設機械の使用等、事業所における大気汚染対策を推進します。
- ④事業所や家庭における悪臭防止対策について推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・野外焼却については、市民等からの通報により適切な指導を行いました。また、工場排煙等による大気汚染や悪臭については、計画的な立入検査を実施し、未然防止に努めました。(環境保全課)
- ・微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染物質について、濃度が一定の基準を超えることはありませんでした。(環境保全課)

家庭における大気汚染対策の推進

- ・家庭ごみの野外焼却を防止するため、広報紙等による周知を図るとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。(広報回数3回、苦情件数49件)(環境保全課)
- ・ホームページに家電リサイクル法対象品目の処分方法や搬入先(指定取引所)を掲載し、市民への周知を図りました。(環境保全課)

事業所における大気汚染対策の推進

- ・大気汚染防止法に基づき、定期的な立入検査(15件)を実施しました。(環境保全課)
- ・使用済み農業用プラスチック(塩化ビニールフィルム5,200kg, ポリエチレンフィルム11,784kg)の回収を行いました。(農政課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書にて明記し使用を促進しました。(公共工事担当課)

悪臭防止対策の推進

- ・悪臭防止法等に基づいた工場・事業所における悪臭に対する指導はありませんでした。(環境保全課)
- ・畜産農家に消毒薬を配付し、巡回指導を行いました。(農政課)
- ・ホームページでの広報や茨城県水質保全協会と連名の通知を設置者へ送付し、浄化槽の適正管理と法定検査受検に関する啓発を実施しました。(下水道課)

■評価と課題

家庭ごみ等の野焼き禁止について、広報紙等により周知を図りました。また、事業所へは定期的に立入検査を実施した結果、基準を超える有害物質を排出している事業所はありませんでした。野焼きは、一部認められる行為があり、苦情者と当事者双方の理解を得ることが難しくなっています。引き続き、野外焼却に関するルールの周知や指導により、良好な大気環境の維持・保全に努めます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 水環境

■取組方針 水環境の保全、水資源の有効活用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①水質汚濁防止に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②水質汚濁防止法等に基づく規制・指導により、水質汚濁防止対策を実施します。
- ③井戸及び井戸水（地下水）の適正管理を促進します。
- ④河川及び池沼等に対する水質浄化対策を推進します。
- ⑤地域の特性に応じた適切な生活排水処理施設を整備します。
- ⑥水源かん養保安林の保全等を通じて水資源の確保に努めます。
- ⑦市民や事業所の節水意識の高揚を図るとともに、公共施設における節水行動を推進します。
- ⑧市内における雨水利用を推進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・市民団体と協力し体制強化を図るとともに、涸沼川流域及び霞ヶ浦流域で河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。（河川 18 箇所(年 2 回)、池沼 4 箇所(年 1 回))(環境保全課)
- ・水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査(13 件)を実施し、事業所からの未処理排水や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。(環境保全課)

水質汚濁の防止

- ・環境にやさしいまちづくりを推進し、河川の汚染防止などを目的に家庭から排出される廃食用油 2,520ℓを資源物として回収しました。(環境保全課)
- ・水質汚濁防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査(13 件)を実施し、事業所からの未処理排水や化学物質の漏えい等の未然防止に努めました。(環境保全課)(再掲)

井戸及び井戸水(地下水)の適正管理の促進

- ・地下水の水質測定計画に基づき、市内 11ヶ所の井戸水(地下水)の調査を実施しました。新たに基準超過をした地域はありませんでした。(環境保全課)
- ・「笠間市安全な飲料水の確保に関する条例」に基づき、井戸管理者に対し適正管理の推進に取り組みました。(環境保全課)

水質浄化対策の推進

- ・7月14日に構成団体となっているクリーンアップひぬまネットワーク主催の涸沼周辺のクリーン作戦に参加し、水質浄化と水辺の環境保全に努めました。(市民活動課)(環境保全課)
- ・9月3日に霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦の日」霞ヶ浦浄化キャンペーンを構成団体等で実施し、水質浄化意識の高揚を図りました。(岩間支所地域課)
- ・涸沼川流域及び霞ヶ浦流域の河川・池沼の水質調査を実施し、調査結果をホームページで公開しました。（河川 18 箇所(年 2 回)、池沼 4 箇所(年 1 回))(環境保全課)

適正な生活排水処理施設の整備

- ・事業許可区域内の下水道管を 1,456m 布設しました。(下水道課)
- ・農業集落排水は、友部北部地区の下水道管を 6,047m 布設しました。(下水道課)

- ・水洗化率の向上を図るため、県及び維持管理組合と連携して、未接続者に対して戸別訪問を実施しました。(下水道課)
- ・公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域において、合併浄化槽 135 基の設置補助を行いました。(下水道課)
- ・ホームページや広報により浄化槽設置者へ定期的な検査など適正管理の啓発を図りました。(下水道課)

水資源の確保

- ・安全な水の供給に向け、飲料用地下水の水質の保全・管理に努めました。(水道課)

節水行動の推進

- ・プール使用において、水質管理に努め、水の入替えを控えました。(学務課)

雨水利用の推進

- ・開発行為(都市計画法)による造成工事 2 件の完了検査を行いました。(都市計画課)

■評価と課題

法令等に基づく検査や、河川、池沼の水質調査を行い、調査結果をホームページで公開しました。環境基準を超過している項目もあることから、水環境の保全に向けて、市民や事業者に対する水質浄化対策の普及・啓発に努め、公共下水道、農業集落排水への加入促進、合併浄化槽の普及促進により、生活雑排水による汚濁の防止を図ります。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 音環境

■取組方針 騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①道路構造物の改善や自動車運転マナーの改善を図るなどして、交通騒音・振動対策を推進します。
- ②暮らしに伴う騒音・振動対策について推進します。
- ③騒音規制法や振動規制法等に基づく規制・指導等により、事業活動に伴う騒音・振動対策を推進します。
- ④交通騒音・振動の発生抑制に向けて、計画的な土地利用を推進します。

■行動方針／環境施策

交通騒音・振動対策の推進

- ・自動車騒音の低減のため、下水道管の新規布設設計時にマンホールの位置を検討しました。(下水道課)
- ・制水弁等の位置を検討しました。(水道課)
- ・路面等の段差解消工事を実施しました。(管理課)
- ・騒音防止のため、側溝蓋の固定化を実施しました。(建設課)

暮らしに伴う騒音・振動対策の推進

- ・飼い犬の狂犬病予防集合注射時に啓発パンフレットを配布したほか、広報紙等でペットの適切な飼養方法、ルールやマナーの普及啓発を行いました。(環境保全課)

事業活動に伴う騒音・振動対策の推進

- ・建設工事における騒音について、市民からの通報に迅速に対応し、事業者への指導を行いました。(騒音規制法、振動規制法に抵触する案件はなし)(環境保全課)
- ・発注する各公共工事において、低騒音・低振動型機械の使用を特記仕様書にて明記し、使用を促進しました。(建設課・管理課・水道課・他公共工事担当課)
- ・カラオケ等の騒音について、市民からの通報に迅速に対応し、事業者への指導(3件)を行いました。(環境保全課)

計画的な土地利用の推進

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を目指す「立地適正化計画」の策定を始めました。(都市計画課)

■評価と課題

自動車騒音の低減のため、マンホール等の位置の検討や路面等の段差解消工事、側溝蓋の固定化を実施し、良好な住環境の保全に努めました。

良好な住環境を保全するため、沿道における交通騒音対策を行っていきます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 土壌・地盤環境

■取組方針 健全な土壌・地盤環境を保全します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①土壌・地盤環境の保全に向けて、関係機関と連携した監視体制を整備します。
- ②工場・事業所等における事業活動に対して土壌汚染対策法や笠間市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づく規制・指導を推進します。
- ③事業所や家庭における農薬使用に関して、関係機関と連携した適正な農薬使用を促進します。

■行動方針／環境施策

監視体制の整備

- ・大郷戸清掃センター跡地の地下水調査を継続して行いました。(年4回)(環境保全課)
- ・市内11地点の地下水調査を実施しました。新たに基準超過をした地域はありませんでした。(環境保全課)
- ・市内2地点のダイオキシン類調査(地下水1地点, 土壌1地点)を実施しました。(環境保全課)

法令に基づく規制・指導の推進

- ・工場・事業所に対し、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制、指導等を行いました。(環境保全課)
- ・土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例に基づき、適正な埋め立ての指導、生活環境の保全、災害の発生の未然防止を図りました。(環境保全課)

適正な農薬使用の促進

- ・環境保全型農業補助制度を活用し、環境にやさしい農業への取り組みを推進しました。環境保全型農業を4団体13名が実施しました。(農政課)
- ・ゴルフ場において使用される農薬については県と連携して、農薬による環境への影響を未然に防止するため、確認を行いました。(環境保全課)
- ・農地に隣接する太陽光発電設備設置のガイドラインに基づき、農地転用して設置した太陽光発電施設については、事業地の雑草処理にあたり除草剤を使用する場合は、隣接農地の営農上問題のないものを使用するよう指導しました。(農業委員会)

■評価と課題

健全な土壌環境を守るため、地下水調査の実施、農地やゴルフ場などにおける農薬の適正な使用について普及啓発するとともに、農薬・化学肥料の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業への取り組みを推進しました。

今後も、法令等に基づく規制等を行い、土壌・地盤環境の保全に努めます。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 有害化学物質

■取組方針 有害化学物質から健康を守ります

■施策展開の方向性／主要施策

- ①有害化学物質について、関係機関と連携した情報収集・提供体制を整備します。
- ②大気汚染防止法に基づきアスベスト飛散防止対策を推進するとともに、除草剤や害虫駆除剤、事業活動に使用する薬品や建材等の化学物質の適正使用・適正管理を促進します。
- ③空間放射線量率の常時監視や適切な情報提供、市民の不安解消等、放射性物質に対する対策を推進します。
- ④廃棄物処理におけるダイオキシン類対策を推進します。

■行動方針／環境施策

化学物質の適正使用・適正管理の促進

- ・PRTR法に基づき、事業者に対して、化学物質の適正管理や適正使用についての届出の審査を行いました。(届出件数 32 件)(環境保全課)

放射性物質に対する対策の推進

- ・笠間市役所、大橋公民館、岩間支所の市内3ヶ所において、空間放射線量率測定常時監視を実施しました。(総務課)
- ・原子力ハンドブック(県作成)を本庁舎ロビーの他、各支所、各公民館、図書館の窓口等に設置し広く市民に情報提供をしました。(総務課)
- ・原子力ハンドブック(県作成)を活用し、自主防災組織や出前講座において情報の提供を行い、市民の不安解消に努めました。(総務課)

ダイオキシン類対策の推進

- ・エコフロンティアかさまや環境センター等の特定施設に対し、ダイオキシン類の調査結果の提出を求め、問題がないことを確認しました。(環境保全課)
- ・家庭ごみの野外焼却を禁止するため、広報紙等による周知を行うとともに、焼却行為に対する通報に迅速に対応し、近隣に対する配慮を促すなどの指導を行いました。(苦情件数 49 件)(環境保全課)

■評価と課題

放射性物質については、空間放射線量率が国の基準を下回っている状態が安定的に継続している状況で、日常生活において影響を及ぼすような放射線量は測定されていないことから、茨城県放射線監視センターが常時監視している笠間市役所、大橋公民館、岩間支所の3か所としました。

今後も、有害化学物質の監視や指導の徹底に加え、情報の提供を行います。

アスベスト:石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となったりすることから、昭和55年以降は建築材として使用されていない。

ダイオキシン類:ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義している。生殖、脳、免疫系など

に対して生じ得る影響が懸念されているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

PRTR 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）：有害性が判明している化学物質について、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するための法律。

住み心地がよく健やかな生活環境

■環境要素 環境管理・公害防止

■取組方針 環境汚染や公害を未然に防ぎます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①調査や規制・指導、苦情に対する相談窓口等、関係機関と連携した公害防止・環境管理体制を整備します。
- ②環境保全に取り組む事業者・団体への支援体制の整備・充実を図ります。

■行動方針／環境施策

公害防止・環境管理体制の整備

- ・騒音計を購入しました。(環境保全課)
- ・公害関係法令に基づく立入検査(大気汚染防止法 15 件, ダイオキシン類特別措置法 4 件, 水質汚濁防止法 11 件, 茨城県生活環境保全等に関する条例 2 件, 計 32 件)を実施しました。(環境保全課)
- ・市民からの通報に迅速に対応し、事業者への指導を行いました。(騒音規制法, 振動規制法に抵触する案件 1 件)(環境保全課)
- ・市内 16 事業所において、公害防止協定を締結しています。(環境保全課)
- ・公害苦情に対し、各支所と連携して迅速に対応しました。(公害苦情:大気 50 件, 騒音 7 件, 振動 0 件, 悪臭 8 件, 水質汚濁 7 件, 雑草処理 91 件)(環境保全課)

事業者・団体への支援体制の整備・充実

- ・環境保全活動を行う市民団体に対し、継続して支援を行い活動の充実を図りました。(環境保全課)
- ・県立自然公園内で環境保全を行う市民団体と定期的に情報交換を行いました。(商工観光課)

■評価と課題

公害や環境問題に対する苦情に対して迅速な対応に努めました。

また、公害関係法令に基づき関係施設への立入検査を実施し、法令等による規制・指導を行いました。

法に抵触する案件については、改善指導等を行い、一方、規制基準値内であっても苦情となる案件については、一方的な改善指導等が行えないことから、苦情者と原因者お互いの話し合いによる歩み寄りが必要となります。

今後も、公害の発生を未然に防ぐための啓発活動に努めるとともに、環境問題に対する適切な対応、助言・指導などにより早期解決を図ります。

資源を有効活用する循環型社会

■環境要素 廃棄物

■取組方針 ごみを減量し、リサイクルを推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①廃棄物処理施設の計画的な施設整備・更新を行う等、適正なごみ処理を推進します。
- ②ごみの発生抑制（Reduce／リデュース）や再利用（Reuse／リユース）の促進によるごみの減量化を推進します。
- ③リサイクル活動の推進や新たな資源の利用方法の検討等、資源の循環利用を推進します。
- ④3Rの普及やごみ出しルール・マナーの徹底など、市民・事業者のごみの適正処理を促進します。
- ⑤ごみ収集事業者と連絡や調整を密にし、適切な収集体制を確立します。
- ⑥廃棄物の減量化やゼロエミッション等のごみ減量化に向けた事業活動を促進します。

■行動方針／環境施策

適正なごみ処理の推進

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ処理体制等を検討するごみ処理検討委員会を開催しました。（環境保全課）

ごみ減量化の推進

- ・6月と10月開催の市民団体主催フリーマーケットに対して広報等の協力を行いました。（環境保全課）

資源の循環利用の推進

- ・笠間地区で収集したペットボトルを、国内最先端のリサイクル技術を持つ市内企業の「ジャパンテック株式会社」に売却し、資源の循環利用を図りました。（環境保全課）
- ・自治会、子供会、高齢者クラブ等が行った資源物回収に対して補助を行い、市民の自主的なリサイクル活動を支援しました。（実施団体 111 団体、回収量 703t）（環境保全課）
- ・笠間地区において、11月にボランティア団体と社会福祉協議会と共に古布回収事業を行い、2,170kgの古布を回収しました。そのうち、1,150kgの古着を海外支援品として搬送しました。（笠間支所地域課）
- ・廃食用油回収を広報紙やホームページを利用して周知を行いました。（回収量 2,520ℓ）（環境保全課）
- ・レアメタルなど貴重な金属資源をリサイクルするため、本所、支所の窓口で小型家電を 610.5kg 回収しました。（環境保全課）

市民・事業者のごみの適正処理の促進

- ・転入の際に、ごみの分別収集についてのポスターを配布するほか、新築等に入居する住民に対して市指定のコンテナを配布しました。（環境保全課）
- ・清潔な生活環境を維持するため、市民に対し、収集日程や適切なごみ出しのルール・マナーを広報紙やホームページで周知しました。（環境保全課）
- ・事業者に対し、事業系ごみの適正処理を広報紙等で周知しました。また、エコフロンティアかさま及び笠間・水戸環境組合にてごみの搬入検査を行いました。（環境保全課）

適切な収集体制の確立

- ・収集事業者と連絡，調整を密にして，円滑なごみ収集を行いました。(環境保全課)
- ・地域住民がごみ集積ボックスを設置するに当たって補助を行いました。(補助件数 17 件)(環境保全課)
- ・集積所の美化対策を推進し，現地調査及び集積所管理者への改善指導を実施しました。(環境保全課)
- ・高齢者・障害者を対象とした不燃ごみ，資源物専用の収集袋を導入しました。(対象世帯 158 件)(環境保全課)

ごみ減量化に向けた事業活動の促進

- ・市内用コピー用紙及び付箋は，古紙配合率 70%以上の製品を購入しました。(総務課)
- ・ホームページ等によりエコショップ制度の周知を行いました。(環境保全課)

■評価と課題

ごみの減量化・リサイクルを推進し，古布や廃食用油，小型家電の回収のほか，リサイクル活動に対する支援を行いました。

今後も，3R活動の普及やごみの適正処理に関する啓発活動など，ごみの減量化，再資源化を推進していきます。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 地球温暖化対策

■取組方針 地域から行動を起こし、地球温暖化対策を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①地球温暖化の原因や影響、低炭素社会の実現に向けた取組に関する情報提供を通じて、地球温暖化に対する理解を促進します。
- ②市の事務・事業において、地球温暖化防止に向けて率先的に取組を推進します。
- ③環境マネジメントシステムの普及・拡大等を通じて、事業者に対する地球温暖化対策の普及を促進します。
- ④省エネ活動や緑のカーテンの普及などを通じて、家庭や学校における地球温暖化対策の普及を促進します。
- ⑤低公害車の使用やエコドライブ等、環境に配慮した自動車利用を促進します。
- ⑥渋滞緩和に向けて交通流の円滑化を図ります。
- ⑦公共交通機関や自転車利用等の普及を通じて、スマートムーブ（自動車利用の抑制）を図ります。
- ⑧CO₂の吸収源としての森林整備を推進します。
- ⑨関係機関と連携し、地球温暖化に対する適応策を検討します。
- ⑩オゾン層の保全等、その他の地球環境問題への対策に努めます。

■行動方針／環境施策

地球温暖化に対する理解促進

- ・環境寺子屋として「地球温暖化講座」を開催しました。(環境保全課)

地球温暖化防止に向けた市の率先的な取組

- ・市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量を平成28年度と比較して、1.0%削減を目標に取組を行いました。2.7%(104t-CO₂)増加しました。(環境保全課)
- ・低燃費車、低排出ガス車10台を購入し、年式の古い車両及び走行距離の多い車両9台を廃車しました。(資産経営課)

家庭や学校における地球温暖化対策の普及促進

- ・市民団体「ごみを考える会」において、エコクッキング教室を開催しました。(環境保全課)
- ・11月～12月に「CO₂削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO₂削減の啓発に取り組みました。(企画政策課、環境保全課)

環境に配慮した自動車利用の促進

- ・かさま環境フェアにおいて、燃料電池自動車を展示しました。(環境保全課)

交通流の円滑化

- ・右折車線整備のため、交差点協議を実施しました。(建設課)

スマートムーブ(自動車利用の抑制)

- ・茨城県央地域定住自立圏構成市町村で「ノーマイカーウィーク」を実施し、公共交通や自転車の利用を促進しました。(企画政策課)
- ・路線バスに対する維持支援及び、デマンドタクシーかさまの運行により、公共交通の維持・確保を図りました。(企画政策課)(デマンドタクシー利用者64,156人)(路線バス利用者79,043人)

- ・パークアンドライドを推進し、友部駅前広場駐車場利用台数 66,470 台、岩間駅前広場駐車場利用台数 7,654 台の利用がありました。(管理課)
- ・笠間駅、笠間芸術の森インフォメーションセンター、ギャラリーロード、石の百年館においてレンタサイクル制度を実施しました。(商工観光課)

地球温暖化に対する適応策の検討

- ・異常気象により、大雨、洪水、土砂災害、局地的集中豪雨(ゲリラ豪雨)の発生が予測される時は、気象庁をはじめとする災害情報を収集するとともに茨城県防災情報ネットワークシステムなどを活用し、災害の規模に応じて、防災無線や広報車などで避難情報を周知し、災害に備えた他、被害軽減に繋げることができました。(総務課)

その他の地球環境問題への対策

- ・家電リサイクル法に基づく対象品目の有料回収ルートをホームページに掲載するなど市民への周知を行いました。(環境保全課)

■評価と課題

地球温暖化対策について、エコライフチャレンジやノーマイカーウィークの実施などCO2削減に向けた取組みを実施し、一人一人ができることを推進しました。

市役所では「笠間市役所地球温暖化対策率先実行計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減や対策の実施に努めましたが、新たに小学校へのエアコン設置などにより、削減目標を達成することができなかったため、削減に向けた行動をしていく必要があります。

エコ・クッキング:環境のことを考えて「買い物」「料理」「片付け」を行うこと。「買い物」環境に配慮した製品を優先的に購入する、必要なもの以外は買わない、マイバッグを持参するなど。

スマートムーブ:通勤、通学、買い物、旅行などにおける日々の「移動」を「エコ」にすることで二酸化炭素の削減を図る取組。二酸化炭素の削減だけでなく、健康や快適・便利などにも寄与するライフスタイルの提案として提唱・紹介されている。

地球温暖化防止へ貢献する社会

■環境要素 エネルギー

■取組方針 エネルギーの有効利用を推進します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①省エネルギー促進のための意識啓発や情報提供を推進します。
- ②高効率機器の導入等，公共施設の省エネルギー化を推進します。
- ③再生可能エネルギーの導入等，環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。

■行動方針／環境施策

公共施設の省エネルギー化の推進

- ・友部公民館，笠間図書館においてLED照明器具への交換を行いました(資産経営課)
- ・地域交流センターともべは，地中熱換気システムを導入し，環境に配慮した施設として省エネルギーに取り組みました。(市民活動課)

環境負荷の少ないエネルギー利用の推進

- ・市民団体と協働で参加者を募集し，バイオマス発電所や風力発電の視察研修を行いました。(環境保全課)
- ・拠点避難所である笠間小，友部中，岩間中の3箇所において，太陽光発電等の再生可能エネルギー発電や蓄電池により，災害時等の非常時に必要なエネルギーを確保し，非常時に備えました。(総務課)
- ・市内で回収した廃食用油2,520lを，バイオディーゼル燃料(BDF)製造団体に売却しました。また，いこいの家はなさかでは，廃食用油を原料としたバイオ燃料を給湯設備に利用しました。(社会福祉課，環境保全課)

■評価と課題

施設の改修工事等にあわせ省エネ対応の空調やLED照明器具を導入しました。

今後も，効率的なエネルギーの利用を促進するとともに，再生可能エネルギー等の多様なエネルギーの導入を促進していきます。

再生可能エネルギー:エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギー源の総称。具体的には，太陽光，風力，水力，地熱，太陽熱，バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 環境教育・学習

■取組方針 環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます

■施策展開の方向性／主要施策

- ①市域全体の環境教育・学習の質の向上や教材の充実等を通じて、学校や課外学習等における環境学習を推進します。
- ②関係機関と連携し、市民や事業者への環境学習を促進します。
- ③環境学習施設の活用や地域の自然にふれあう体験型学習機会の充実を図ります。
- ④環境教育・学習へ活用できる資料・情報の提供体制の整備を推進します。

■行動方針／環境施策

学校等における環境学習の推進

- ・保育所、認定こども園、児童クラブにおいて、日常的にゴミの分別を行うことにより環境保全に努めました。(子ども福祉課)
- ・保育所、認定こども園、児童クラブにおいて、給食やおやつの廃材(牛乳パックやプリン空き容器等)を利用した手作りおもちゃ、使用済みポスターやカレンダーの裏側をお絵かき用の紙として再利用し、リサイクルを考えることができました。また、子育て支援センターや児童館においても同様に牛乳パック等を利用した手作りおもちゃをつくり、リサイクルを考えることができました。(子ども福祉課)
- ・酒沼川探検隊事業において、環境教材「川の生きものを調べよう」を活用しました。(環境保全課)

市民・事業者への環境学習の促進

- ・リサイクルとごみの減量化について、まちづくり出前講座を実施しました。(1回)(環境保全課)
- ・出前講座メニューを公民館等公共施設に配布し講座利用の促進を図りました。(市民活動課)
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員や水戸地方気象台の職員を講師に招き、「環境寺子屋」を開催しました。(環境保全課)
- ・市民団体が主体となり、エコ・クッキング教室を開催し、エコ・クッキングの普及促進を行いました。(環境保全課)

体験型学習機会の充実

- ・自然観察会など、地域の自然に親しみ学ぶことができる環境学習機会の提供を行いました。(環境保全課)
- ・環境アドバイザーによる自然講座や野外学習を実施し、地域の身近な自然を学習する機会を提供しました。(友部図書館)

資料・情報提供体制の整備

- ・環境関連の図書や資料を充実させるよう努めました。(各図書館)
- ・日常生活における環境に配慮した取組について、広報紙やパンフレットにより情報提供を行いました。(環境保全課)

■評価と課題

茨城県環境アドバイザーや茨城県地球温暖化防止活動推進員など環境活動に精通した方を講師に招き，自然観察会や環境寺子屋など，環境学習を行い，環境保全に対する意識の高揚を図りました。

より多くの方々に環境学習への参加を呼びかけていくとともに，地域の指導者，講師等の活用を図ります。

共に考え自ら行動する各主体によるパートナーシップ

■環境要素 パートナーシップ

■取組方針 各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

■施策展開の方向性／主要施策

- ①環境保全の取組における地域コミュニティ活動を促進します。
- ②関係団体の連携や情報交換等の交流基盤の構築等を通じて、市民・事業者の環境保全活動への支援を推進します。
- ③周辺自治体や市民団体等との広域連携による取組を推進します。

■行動方針／環境施策

地域コミュニティ活動の促進

- ・笠間市民憲章推進協議会において「花と緑のまちなみコンテスト」を実施し、個人・団体の部と分けて、市役所ロビーに入賞作品のパネル展示を行いました。(市民活動課)

市民・事業者の環境保全活動への支援

- ・市民団体・事業所と協働で、かさま環境フェア実行委員会を組織し「かさま環境フェア2018」を開催しました。フェアでは、環境美化マナーに関するポスター入賞者表彰、市民団体等による環境活動のパネル展示、環境に関する体験コーナーを行いました。(環境保全課)
- ・茨城たばこ販売協同組合笠間支部と連携し、美化活動(6月、10月、参加者:延べ15名)を実施しました。(商工観光課)

広域連携による取組の推進

- ・県央地域首長懇話会(構成9市町村)において、環境省ライトダウンキャンペーン(6月21日・7月7日)に参加しました。(資産経営課)
- ・職員を対象に6月、12月に「ノーマイカーウィーク」を9市町村統一して実施するとともに、市民への啓発活動を行いました。(秘書課, 企画政策課)
- ・11月～12月に「CO2削減エコライフチャレンジ」を9市町村統一して実施し、市内の小学5年生の世帯に参加を促すなど、CO2削減の啓発に取り組みました。(環境保全課)
- ・7月14日に構成団体となっているクリーンアップひぬまネットワーク主催の潤沼周辺のクリーン作戦に参加し、水質浄化と水辺の環境保全に努めました。(市民活動課)(環境保全課)
- ・9月3日に霞ヶ浦問題協議会主催の「霞ヶ浦の日」霞ヶ浦浄化キャンペーンを構成団体等で実施し、水質浄化意識の高揚を図りました。(岩間支所地域課)

■評価と課題

かさま環境フェアを開催し、市民団体等の日頃の環境保全活動を披露する場とすることができました。一方、新たな環境保全活動を行っている団体等の掘り起こしも必要です。

また、広域連携による取組みに、多くの市民に参加いただけるようさらなる周知を図る必要があります。

市民や事業者の自主的な環境保全活動を支援していくとともに、市民のコミュニティ活動への参加を促進します。